

垂水市の不動産売買・賃貸は 岩井リアルティにお任せください

◎ホームページに物件の室内写真があります。

海潟 売家

希望価格 **1,750万円**

海潟漁港 まで5m
平成7年と平成16年の建物

◆所在地：垂水市海潟1172・1172-2
◆交通：鹿児島交通源園停歩1分
◆土地面積：398.75㎡(約120.62坪)
◆地目：宅地 ◆用途地域：無指定
◆建ぺい率：70% ◆容積率：400%
◆接道：南南東約15.0m公道
◆現況：居住中
◆建物面積：①84.83㎡(約25.66坪)
②252.80㎡(約76.47坪)
◆構造：①木造セメント瓦葺平家建
②鉄筋コンクリート造コンクリート屋根2階建

◆間取：①2LDK+車庫(和4.5、和6、LDK約14.0)
②3LDK+作業所(和6×2、洋約8、LD約15)
◆築年月：①平成16年4月
②平成7年1月
◆駐車場：あり
◆取引態様：媒介
◆情報公開日：平成30年4月1日

お問い合わせ先 鹿児島県知事(3)第5443号 (公社)鹿児島県宅地建物取引業協会会員

お電話 0994-32-4482
もしくは 岩井リアルティ E-mail: iwai@iwai-re.com
E-mail: iwai@iwai-re.com HP: http://iwai-re.com

補聴器

聞こえにくいと思ったら まずは耳鼻咽喉科での受診をお勧めします。

気軽に試してみませんか

★充電式補聴器あります★

適応聴力 軽 ▶ 重

小型で目立ちません。着け心地が軽やかで、より自然な聞こえになります。

充電器の使い方も簡単

補聴器専門店 **ヒヤリングセンター鹿屋**

■9時～17時(土曜13時まで)
■定休日：日曜・祝日
■鹿屋市礼元1丁目10-24
■☎0994-40-8191

目から隣の世界最先端の歯科治療について分かりやすく説明いたします。

ジルコニアインプラント相談会

- 金属を使わない治療を受けたい
- 金属アレルギーがある
- 噛めない
- 神経を抜いた歯がある
- 歯が悪く全身疾患がある

*歯からのSOSサイン、放置すると全身の病を引き起こします。
*歯が引き起こす恐ろしい病気とは?
*治らないその病気、歯が原因ではないですか?

相談無料

日時 毎週木曜日 12時～13時
場所 しげやま歯科(垂水市本町77番地)
講師 歯科博士 重山洋一郎 (医療法人 彩雲会 しげやま歯科 院長)

電話予約が必要 フリーダイヤル **0120-418-882**

しげやま歯科ではスタッフ(歯科助手・受付・歯科衛生士・看護師)を募集しています!!

★年齢経験不問
★勤務時間相談(社会保険・厚生年金あります)
お電話でお問い合わせください (電話:0994-32-0006)

主催 **㈱ビューティー**
代表 高橋 理枝子 (垂水市南松原町10番)

★情報収集にどうぞ参加下さい。セカンドオピニオンにもどうぞ。
★相談は全て無料です。お気軽にご連絡下さい。
★全身の健康も考えた、オーダーメイドの歯科治療をご提案いたします。

業務拡張のため 正社員募集!!

★募集人員 4名程度
★働くママのサポート制度あり!
★短時間のパートタイム(AM9:00~PM3:00)も大募集!

仕事内容 学生服製造(セーラー服)に関わるミシン・アイロン・検査などの作業
給与 130,000円～/月 ※毎年昇給、賞与(夏・冬)あり(試用期間 1ヶ月～3ヶ月あり、試用期間中 時給750円)
待遇 各種社会保険完備、通勤手当有り
勤務時間 8:10～16:40 ※時期によって若干変わります
休日 年間102日(年末年始・お盆は長期連休有り 日曜は休日です。)

私たちと一緒に働きませんか?

お問い合わせ先 **菅公アパレル(株)垂水工場** [担当者] 古川知英
垂水市浜平2167番地1 電話:0994-32-6418

見逃さない!

介護保険が変わります!

介護保険制度は、3年に一度制度改正が行われています。平成30年度は改正の年となり、様々な見直しが見込まれていますので、その概要をお知らせします。

- 1. 介護保険料の変更**
介護給付費における65歳以上の方が負担される割合が22%から **23%へ変更**されることと公平負担の観点より、介護保険料が変更となります。
- 2. 所得指標の改正**
介護保険料の段階の判定に関する基準について、以下の3点が変更になります。
①介護保険料の **基準所得額が変更** になります。(下表第7～9段階)
②現行の所得指標である合計所得金額から、**長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除**した額で算定します。
③1段階から5段階の方の合計所得金額については、**課税年金に係る雑所得が控除**された額で算定されます。
- 3. 介護報酬の改定**
国が定める介護報酬が変更 (**平均改定率0.54%増**) となりました。そのため、介護サービスを利用する際の本人負担も変わります。
- 4. 一定以上所得者の利用者負担割合変更**
今後、さらに介護費用の増加が見込まれる中で、世代内の公平性を確保しつつ制度の持続可能性を高めるため、**一定以上の所得がある方の利用者負担が、平成30年8月より3割**となります。対象者には個別に通知いたします。

◎問い合わせ先
保健課介護保険係 ☎内線 121・123・128

▼介護保険料新旧対照表

段階	対象者	新保険料	旧保険料
第1段階	非課税世帯で、生活保護が老齢福祉年金の受給者	30,780円	27,540円
	非課税世帯で、合計所得金額+本人の年金収入額が80万円以下の人		
第2段階	非課税世帯で、合計所得金額+本人の年金収入額が120万円以下の人	51,300円	45,900円
第3段階	非課税世帯で、合計所得金額+本人の年金収入額が120万円を超える人	51,300円	45,900円
第4段階	課税世帯で、本人非課税で、合計所得金額+本人の年金収入額が80万円以下の人	61,560円	55,080円
第5段階	課税世帯で、本人非課税で、合計所得金額+本人の年金収入額が80万円を超える人	68,400円	61,200円
第6段階	本人課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の人	82,080円	73,440円
第7段階	本人課税で、本人の合計所得金額が200万円未満(旧基準:190万円未満)の人	88,920円	79,560円
第8段階	本人課税で、本人の合計所得金額が300万円未満(旧基準:290万円)の人	102,600円	91,800円
第9段階	本人課税で、本人の合計所得金額が300万円(旧基準:290万円)以上の人	116,280円	104,040円

※この表でいう「合計所得金額」とは、次の2点が反映された額をいいます。
①長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除後の金額
②第1段階から第5段階までは、課税年金に係る雑所得の控除後の金額